令和８年 11 月５日（木）
江 戸 川 区 教 育 委 員 会

掲載された記事内容	江戸川区教育委員会の認識
区教委がいじめ防止対策推進法に基づく調査を完了していたにもかかわらず、被害を受けて転校した女子児童の保護者に対し、法に基づく調査結果の報告を怠り放置していたことが分かった。	【認識】 ・調査は継続中であり、保護者とやり取りを重ねているため、「報告を怠り放置していた」ことには当たらない。 【対応記録】 令和７年３月 14 日　区教委は、学校から調査報告書を受け取る 区教委は、スクールロイヤーの助言のもと保護者への報告の準備を進める 令和７年３月 31 日　保護者から区教委へ、追加調査の依頼が郵便で届く 令和７年４月 11 日　区教委から保護者へ、電話で追加調査をすることを伝え、了承を得る 令和７年６月 26 日　区教委から保護者へ、電話で学校とスクールロイヤーと連携して報告の準備をするため時間が必要と伝え、了承を得る 令和７年９月 30 日　区教委から保護者へ、電話で報告書の作成にまだ時間がかかる旨伝え、了承を得る 令和７年 10 月 31 日　区教委から保護者へ、電話で報告書の作成にまだ時間がかかる旨伝え、了承を得る 令和８年１月 14 日　保護者から区教委へ、電話でこれ以上報告書が遅くなることへの懸念が示される 令和８年２月２日　保護者から区教委へ、電話で報告書の説明期限について要望が示される 令和８年３月 23 日　学校から保護者へ、電話で報告書の説明を前提とした面談が３月 30 日になった旨連絡する 令和８年３月 23 日　保護者より区教委へ、電話と文書で、３月 30 日の面談は行わず、報告書送付の意向が示される 令和８年５月７日　区教委から保護者へ、文書で面談を設定したい旨、要望する 令和８年６月 11 日　区教委から保護者へ、文書で面談を設定したい旨、再度要望する 令和８年７月 10 日　保護者から区教委へ、電話で面談を了承する旨、連絡を受ける 令和８年７月 14 日　区教委と保護者が面談。調査方法等について協議を行い、保護者から了承を得る 令和８年９月７日　区教委と保護者が面談。報告書の内容について協議を行い、提案内容について了承を得る 令和８年９月 15 日　区教委から保護者へ、進捗報告を行う 令和８年 10 月６日　区教委から保護者へ、進捗報告を行うための面談を要望する
「25 年９月ごろまでには送付する」	【認識】 ・発言があったか確認できない。（発言した記録が存在しない。）
転校から４カ月後には報告書が完成していた	【認識】 ・令和８年 11 月現在においても完成していない。 ・完成が遅れることについては、保護者から了承を得ている。

「すでに報告書ができていた時期にも、『まだ完成していない』とうそをつかれていた」	【認識】 ・令和８年 11 月現在でも完成していないため、うそには当たらない。
ガイドラインで定めた、当事者への調査方法の事前説明や聞き取りもなかったという。	【認識】 ・令和６年度、７年度の対応については、不十分な点がある。 ・令和８年度からは、事前説明、調査方法の相談等を丁寧に行っている。